

公立大学法人大分県立看護科学大学職員の給与の支給等に関する細則

平成18年 4月 1日
規程第 39号

(目的)

第1条 この細則は、公立大学法人大分県立看護科学大学職員給与規程（以下「給与規程」という。）の規定に基づき、給与の支給等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(支給日)

第2条 給料の支給日後において、新たに職員となった者及び給料の支給日前に離職し、又は死亡した職員には、その際給料を支給する。

2 給与規程第6条第3項に規定する給料は、死亡した者が、その月の末日に死亡したものとした場合に受けることとなる給料とする。

(非常時の支給)

第3条 職員が、職員又はその収入によって生計を維持する者の出産、疾病、災害、婚礼、葬儀その他これらに準じる非常の場合の費用に充てるため給料を請求した場合には、給料の支給日前であっても、請求の日までの給料を日割計算によりその際支給する。

(日割計算)

第4条 職員が給料の計算期間の中途において、次の各号のいずれかに該当する場合におけるその給料の計算期間の給料は、日割計算によりこれを支給する。

(1) 休職にされ、又は休職の終了により復職した場合

(2) 公立大学法人大分県立看護科学大学職員就業規則（以下「就業規則」という。）第35条第1項の規定により育児休業を始め、又は育児休業の終了により職務に復帰した場合

(3) 停職にされ、又は停職の終了により職務に復職した場合

2 給料の計算期間の初日から引き続いて休職にされ、就業規則第35条第1項の規定により育児休業をし、又は停職にされている職員が、給料の支給日後に復職し、又は職務に復帰した場合には、その給料の計算期間中の給料をその際支給する。

(調整額の支給)

第5条 給与規程第7条の規定により給料の調整を行う職は、別表第1の職員欄に掲げる職員の占める職とする。

2 職員の給料の調整額は、当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じて別表第2に掲げる調整基本額（その額が給料月額 $\frac{100}{分}$ の4.5を超えるときは、給料月額 $\frac{100}{分}$ の4.5に相当する額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）に、その者に係る別表第1の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額とする。

3 前項の調整額は、職員が別表第1の職員欄に掲げる職員の占める職にある期間に限り、その者の給料月額に加えて支給するものとする。

(管理職手当)

第6条 管理職手当は、給料の支給方法に準じて支給する。

(支給できない場合)

第7条 職員が、月の1日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合は、管理職

手当は支給することができない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 給与規程第25条第1項の場合

(2) 公立大学法人大分県立看護科学大学職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程（以下「勤務時間規程」という。）第18条第1項又は第19条（通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。）による負傷又は疾病に係るものに限る。）の場合

（扶養手当の支給）

第8条 扶養手当は、給料の支給方法に準じて支給する。ただし、給料の支給日までに扶養手当に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。

第9条 給与規程第10条第1項の規定による届出は、理事長が別に定める扶養親族届により行うものとする。

2 理事長は、職員から前項の届出を受けたときは、扶養親族届記載の扶養親族が給与規程第9条に定める要件を備えているかどうかを確かめて認定し、その認定に係る事項を理事長が定める様式の扶養手当認定簿に記載するものとする。

第10条 給与規程第9条第2項に規定する他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けている者には、次に掲げる者は含まれないものとする。

(1) 職員の配偶者、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は民間事業所その他のこれに相当する手当の支給の基礎となっている者

(2) 年額130万円以上の恒常的な所得があると見込まれる者

第11条 職員が他の者と共同して同一人を扶養する場合には、その職員が主たる扶養者である場合に限り、その者の扶養親族として認定することができる。

2 理事長は、第9条第2項の認定を行うとき、その他必要と認めるときは、扶養事実を証明するに足る証拠書類の提出を求めることができる。

第12条 扶養手当は、職員が次に掲げる場合に該当し、給料を減額されるときにおいても減額されないものとする。

(1) 給与規程第17条の規定により給与額を減額された場合

(2) 減給の処分を受けた場合

（地域手当、住居手当、単身赴任手当、大学院研究指導手当及び大学入試センター試験業務手当の支給）

第13条 地域手当、住居手当、単身赴任手当、大学院研究指導手当及び大学入試センター試験業務手当は、給料の支給の方法に準じて支給する。

2 住居手当及び単身赴任手当は、給料の支給日までにこれらの給与に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。

（給与の減額）

第14条 給与規程第17条に規定する勤務しなかった時間数は、その給料の計算期間の全時間数によって計算するものとし、その時間数に1時間未満の端数を生じた場合には、その端数が

30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てる。

- 2 減額すべき給与額は、減額すべき事由の生じた月の分の給料の月額及びこれに対する地域手当に対応する額とし、それぞれの月以降の給料の月額及びこれに対する地域手当から差し引く。ただし、退職、停職、休職等の場合において減額すべき給与額が給料の月額及びこれに対する地域手当から差し引くことができないときは、その他の未支給の給与から差し引く。
- 3 退職、休職等の場合において、減額する給与額が減額事由の生じた月の分の給料の月額及びこれに対する地域手当の額より多額である場合は、その超える部分は減額しない。
- 4 職員が、勤務時間規程により有給休暇を与えられ、又は与えられずに勤務しなかった場合は、休暇欠勤等処理簿に記載して本人に通知する。

(時間外勤務手当)

第15条 時間外勤務手当は、時間外勤務命令簿により勤務を命じられた職員に対して支給する。

- 2 給与規程第18条の理事長が別に定める割合は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める割合とする。

- (1) 給与規程第18条第1号に掲げる勤務 100分の125
- (2) 給与規程第18条第2号に掲げる勤務 100分の135

- 3 時間外勤務手当は、給与事由の生じた月の分を次の給料の計算期間における給料の支給日に支給する。ただし、職員が第3条に規定する非常の場合の費用に充てるために請求した場合には、その日までの分をその際支給するものとし、職員が退職し又は死亡した場合には、その退職し又は死亡した日までの分をその際支給することができるものとする。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第16条 給与規程第19条に規定する理事長が別に定める時間とは、4月1日から翌年の3月31日までの間における勤務時間規程第8条に規定する国民の祝日に関する法律に規定する休日(土曜日に当たる日を除く。)及び年末年始の休日(日曜日又は土曜日に当たる日を除く。)を合計した日数に、その職員の1週間当たりの勤務時間を5で除した時間を乗じた時間とする。

附 則

この細則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この細則は、平成19年4月1日から施行する。

(給料の調整額に関する経過措置)

- 2 公立大学法人大分県立看護科学大学職員給与規程(以下「給与規程」という。)第7条の規定により給料の調整を行う職員(次項において「給料の調整額適用職員」という。)のうち、その者に係る調整基本額が経過措置基準額に達しないこととなる職員には、改正後の規定による給料の調整額のほか、その差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に当該職員に係る調整数を乗じて得た額を給料の調整額として支給する。

- (1) 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 100分の75
- (2) 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の50
- (3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の25

- 3 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

- (1) 平成18年4月1日の前日から引き続き給料の調整額適用職員である職員 同日にその者に適用されていた調整基本額
- (2) 平成18年4月1日以降に新たに給料の調整額適用職員となった職員（平成19年4月1日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった職員を除く。） 平成18年4月1日の前日に新たに給料の調整額適用職員になったとした場合に、改正前の職員の給与に関する条例（昭和32年大分県条例第39号）及びこれに基づく大分県人事委員会規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表、職務の級及び号給を基礎として、改正前の公立大学法人大分県立看護科学大学職員の給与の支給等に関する細則第5条の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額

附 則

（施行期日）

この細則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この細則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この細則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この細則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この細則は、平成26年6月24日から施行する。ただし、改正後の第5条第1項に規定する別表第1及び第13条の規定は、平成26年4月1日から適用する。

別表第1（第5条第1項関係）

職 員	調整数
大学院研究科の授業（課題研究、修士特別研究及び博士特別研究を除く。）を担当する教授、准教授、講師又は助教で理事長が指定するもの	2 又は 1

別表第2（第5条第2項関係）

職務の級	調整基本額
1 級	10,500円

2級	11,900円
3級	12,700円
4級	15,100円